

議案第 86 号

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

墨田区営運動場条例（昭和 46 年墨田区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 立花体育館の項の次に次のように加える。

文花テニス・コート	東京都墨田区文花一丁目 32 番 9 号
-----------	----------------------

別表第 2 付記 2 中「及び付属設備・器具」を「、付属設備・器具及び付記 2」に改め、同表付記 2 を同表付記 3 とし、同表付記 1 の次に次のように加える。

2 テニス・コートの使用に際してナイター設備を使用した場合は、1 面、1 時間以内につき 400 円の使用料を納付しなければならない。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の施設の使用に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区営運動場条例の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

区民の利用に供するため、文花テニス・コートを公の施設として設置する必要がある。

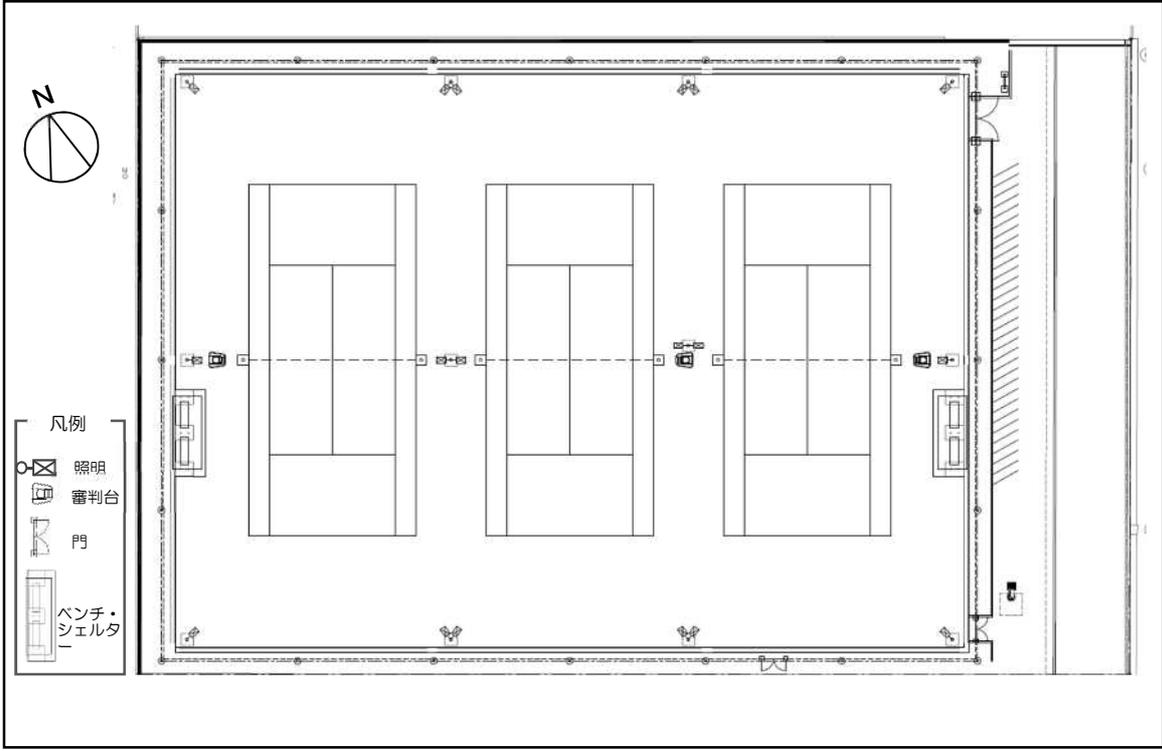
(参考)

文花テニス・コート概要

所在地	墨田区文花一丁目32番9号
設備	テニスコート3面、照明等
規模	敷地面積 2,798平方メートル



案内図



平面図